

第155号議案 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営  
に関する基準等を定める条例

目次

1	条例の概要	P 1～3
2	基準の制定方針について	P 4～5
3	障害児通所支援事業の指定基準	P 6～7
4	市内の事業所数及び利用者等の状況	P 8
5	障害児通所支援事業所一覧	P 9～11
6	関係法令（一部抜粋）	P 12



# 1 条例の概要

## (1) 制定する条例

長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## (2) 趣旨及び経過

これまで児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定、更新、指導等については、長崎県が指定基準を条例で定め、長崎県において事務処理を行ってきたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第7次地方分権一括法）」に関連する「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」が平成28年12月20日に閣議決定され、「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」が平成31年3月30日に公布、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、指定障害児通所支援事業者の指定等の権限及び付随する事務の権限が県から中核市へ移譲された。

権限移譲に伴い、児童福祉法の規定に基づき、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等については、本市において新たに条例で定めることとなった。

なお、経過措置として平成31年4月1日から起算して1年を超えない範囲内で、中核市が条例を制定するまでの期間においては、都道府県で従来定めていた条例による基準を中核市が条例によって定めた基準とみなすことができるとされている。

## (3) 対象となる指定障害児通所支援の種類及び内容

	種類	内容
1	児童発達支援 ・児童発達支援センター（※1） ・児童発達支援センター以外のもの  （共生型障害児通所支援（※2）及び基準該当通所支援（※3）を含む。）	障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。  【対象】療育が必要な未就学の障害児
2	医療型児童発達支援	上記の児童発達支援に併せて必要な治療を行う。

	種類	内容
3	放課後等デイサービス （共生型障害児通所支援（※2）及び 基準該当通所支援（※3）を含む。）	学校に通学中の障害児に対して、放課後や 夏休み等の長期休業中において生活能力 向上のための訓練等を提供する。
4	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障害児に対 して、発達支援が提供できるよう、障害の ある子どもの居宅を訪問し、日常生活にお ける基本的な動作の指導、知識技能の付 与、集団生活への適応訓練等を行う。
5	保育所等訪問支援	保育所等に通う障害児に対して、当該施設 を訪問し、障害児以外の児童との集団生活 への適応のための専門的な支援等を行う。

※1 児童発達支援センター

児童発達支援センターは、施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行うなど、地域の中核を担う療育支援施設である。

※2 共生型障害児通所支援

共生型障害児通所支援は、高齢者と障害児・者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために、介護保険事業所等が児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の指定を受けやすくなるよう特例の基準が設けられており、介護保険事業所等において、障害児通所支援の提供を行うサービスである。

※3 基準該当通所支援

基準該当通所支援は、介護保険事業所等が、地域において児童発達支援、放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援等を受けることが困難な障害児等に対して、障害児通所支援の提供を行うサービスである。

(4) 施行予定日 令和2年4月1日

※指定障害児通所支援の利用者及び事業所等への周知期間を設けるため。

(5) その他

ア 条例制定に伴い改正が必要となる条例について(附則第2項～第5項関係)  
新たに本市の条例を制定するに伴い、引用している長崎県の条例を、本市  
の条例に変更するため、文言整理のための改正を行うもの。

(ア) 長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例

(イ) 長崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(ウ) 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等  
を定める条例

(エ) 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基  
準等を定める条例

## 2 基準の制定方針について

### (1) 国が定めた基準の分類

分類	定義	国が定めた基準（例）
従うべき基準	<p>「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準</p> <p>○当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容されるが、異なる内容を定めることは許容されないもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業者及び従業者の員数</li> <li>・ 設備に関する基準</li> <li>・ 内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・ 提供拒否の禁止</li> <li>・ 指導訓練等</li> <li>・ 身体拘束の禁止</li> <li>・ 虐待等の禁止</li> <li>・ 懲戒に係る権限の濫用禁止</li> <li>・ 秘密保持等</li> <li>・ 事故発生時の対応 など</li> </ul>
標準とすべき基準	<p>「標準」とは、通常よるべき基準</p> <p>○法令の「標準とすべき基準」を通常よるべき標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて「標準」と異なる内容を定めることは許容されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員</li> </ul>
参酌すべき基準	<p>「参酌すべき基準」とは、十分参酌しなければならない基準</p> <p>○法令の「参酌すべき基準」を十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約支給量の報告等</li> <li>・ 受給資格の確認</li> <li>・ 心身の状況等の把握</li> <li>・ サービスの提供の記録</li> <li>・ 相談及び援助</li> <li>・ 食事</li> <li>・ 緊急時の対応</li> <li>・ 管理者の責務</li> <li>・ 非常災害対策</li> <li>・ 衛生管理等</li> <li>・ 協力医療機関</li> <li>・ 掲示</li> <li>・ 苦情解決等</li> <li>・ 利益供与等の禁止 など</li> </ul>

## (2) 基準の制定方針

国の基準（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）を次の方針により条例に規定するものとする。

- ア 従うべき基準⇒従うべき基準であるため、国の基準どおりに基準を設ける。
- イ 標準とすべき基準⇒地域的な特殊性が認められないことから、国の基準どおりに基準を設ける。
- ウ 参酌すべき基準⇒地域的な特殊性が認められないことから、国の基準どおりに基準を設ける。

## (3) 長崎市が定める独自基準

### ア 暴力団員等の排除（条例第4条及び第57条関係）

本市では、暴力団の排除について基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めた長崎市暴力団排除条例を制定し、暴力団の排除を推進していることから、役員及び管理者が暴力団関係者である場合を欠格要件とすることを基準として設ける。

### イ 地産地消（条例第32条関係）

本市では、「第3次長崎市食育推進計画」において、学校給食での積極的な地産地消の推進を図ることを掲げていることから、児童発達支援センターにおいて障害児に食事を提供する場合は、地域で生産された農林水産物及びこれらを地域で加工した食品を積極的に利用するよう努めるものとする基準を設ける。

### ウ 服薬管理（条例第56条関係）

障害児が服用する薬を管理する場合、他の児童の薬などを間違えて服用させると大事故に繋がる恐れがあることから、サービスの質を確保するため、障害児に対して服薬の管理を行う場合は、服薬の管理に関する手引書を作成することを義務付ける基準を設ける。

※ なお、イ及びウについては、県の基準条例「長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月28日長崎県条例第68号）」においても県の独自基準として基準が設けられている。

### 3 障害児通所支援事業の指定基準

サービス名	児童発達支援		医療型児童発達支援
	児童発達支援センター	児童発達支援(センター以外)	
児童指導員等 ※児童指導員:児童の生活指導を行う者	児童指導員及び保育士 ・児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておむね障害児の数を4で除して得た数以上 ・児童指導員 1人以上 ・保育士 1人以上	児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者 ・障害児の数が10人までのもの 2人以上 ・障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 ・1人以上は常勤 ・半数以上は児童指導員または保育士	児童指導員 1人以上 保育士 1人以上 看護職員 1人以上 理学療法士又は作業療法士 1人以上
機能訓練担当職員	上記に含むことが可能	上記に含むことが可能	言語訓練等を行う場合設置
医師	嘱託医 1人以上	なし	医療法に規定する診療所として必要とされる従業員数
栄養士	1人以上(定員40人以下の場合は任意)	なし	なし
調理員	1人以上(調理をすべて委託する場合は任意)	なし	なし
児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)		
その他	・難聴児を通わせる場合は、言語聴覚士 4人以上(児童指導員等に含むことが可能) ・重症心身障害児を通わせる場合は、看護師及び機能訓練担当職員をそれぞれ1人以上(児童指導員等に含むことが可能)	重症心身障害児を対象とする場合、上記に関わらず以下の人員 (1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上	なし
管理者	●原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ●暴力団員等ではない者		
設備基準	指導訓練室	指導訓練室の定員はおおむね10人 1人当たりの床面積2.47平方メートル以上	指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること。
	遊戯室	1人当たりの床面積1.65平方メートル以上 難聴児及び重症心身障害児を通わせる場合は任意	なし
	医務室・相談室	難聴児及び重症心身障害児を通わせる場合は任意	なし
	その他	指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。 知的障害のある児童を通わせる事業所は静養室、難聴児を通わせる事業所は聴力検査室を設置	なし



サービス名	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援	
人員基準	児童指導員等	<p>児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児の数が10人までのもの 2人以上</li> <li>・障害児の数が10人を超えるもの 2人以上に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</li> <li>・1人以上は常勤</li> <li>・半数以上は児童指導員または保育士</li> </ul>	<p>訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な人数</p> <p>障害児への訓練等を行うものに対する指導業務に3年以上従事した者(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員)</p>	<p>訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な人数</p>
	機能訓練担当職員	事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合は配置しなければならない。その場合、上記に含むことが可能	なし	なし
	医師	なし	なし	なし
	栄養士	なし	なし	なし
	調理員	なし	なし	なし
	児童発達支援管理責任者	1人以上(1人以上は専任かつ常勤)		
	その他	<p>重症心身障害児を対象とする場合、上記に係らず以下の人員</p> <p>(1) 嘱託医 1人以上 (2) 看護職員 1人以上 (3) 児童指導員又は保育士 1人以上 (4) 機能訓練担当職員 1人以上 (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上</p>	なし	なし
管理者	<p>●原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)</p> <p>●暴力団員等ではない者</p>			
設備基準	指導訓練室	指導訓練室には訓練に必要な機械器具等を備えること。	なし	なし
	遊戯室	なし	なし	なし
	医務室・相談室	なし	なし	なし
	その他	指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること。	

#### 4 市内の事業所数及び利用者等の状況

	事業所数（箇所）				定員（人）				延べ利用者数（人）		
	（4月1日時点）				（4月1日時点）				（年間利用者数）		
	H28	H29	H30	H31	H28	H29	H30	H31	H28	H29	H30
児童発達支援 （※医療型児童 発達支援を行う 事業所はない）	20	22	31	33	420	535	560	743	14,452	18,079	22,348
放課後等デイ サービス	35	48	56	65					87,555	109,633	137,480
居宅訪問型児 童発達支援	-	-	2	2	-	-	-	-	実績なし		
保育所等訪問 支援	5	5	10	14	-	-	-	-	324	505	829
基準該当児童 発達支援	11	11	11	11	-	-	-	-	実績なし		
基準該当放課 後等デイサー ビス	11	11	11	11	-	-	-	-	175	118	89

# 5 障害児通所支援事業所一覧

平成31年4月1日時点

障害児通所支援事業所 (※1は児童発達支援センター ※2は主として重症心身障害児を通わせる施設)										
番号	名称	郵便番号 所在地	運営主体	指定 年月日	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援	基準該当 児童発達	基準該当 放課後等 デイサー ビス
※1	1 さくらんぼ園	852-8104 長崎市茂里町2-41	長崎市 (福)長崎市社会福祉事業団	H24.4.1	45	-	-	-	-	-
※1	2 ながさきゆうゆう牧場ホ ーシーセンター	851-0408 長崎市宮崎町1227-1	(株)ながさきUUカンパニー	H24.4.1	10	-	-	-	-	-
	3 特定非営利活動法人 なごみの社	850-0031 長崎市桜町5-20 小川ビル201・ 202	(特)なごみの社	H24.4.1	10	-	-	-	-	-
※2	4 (独)国立病院機構 長崎 病院	850-8523 長崎市桜木町6-41	(独)国立病院機構	H24.4.1	8	-	-	-	-	-
	5 児童デイサービスゆうゆ う	851-0102 長崎市つづじが丘4丁目2-15	(福)遊歩の会	H25.4.1	-	10	-	-	-	-
	6 多機能型事業所たちばな	851-0134 長崎市田中町879番地 1階	(有)総合療育リハ・サービス	H24.4.1	10	-	-	○	-	-
	7 風輪クラブ	851-0503 長崎市高浜町字長迫1143-57	(株)ながさきUUカンパニー	H24.4.1	-	10	-	-	-	-
	8 多機能型事業所 笑楽	851-0131 長崎市松原町2535-2	(福)縁和会	H24.4.1	10	-	-	-	-	-
	9 みのりっ子クラブ	850-0995 長崎市平山町1232番地2	(福)みのり会	H24.4.1	10	-	-	-	-	-
	10 みのり会キッズコム	850-0909 長崎市梅香崎町2番13号	(福)みのり会	H24.4.1	20	-	-	-	-	-
	11 りとる・クローバー	851-2212 長崎市欽刈町1613-250	(特)煤々クラブ	H24.4.1	-	20	-	-	-	-
	12 放課後等デイサービス うらかみえきまえ	852-8106 長崎市岩川町2番3号	(福)出島福祉村	H24.7.1	-	10	-	-	-	-
	13 キッズ大地	852-8155 長崎市中園町11番1号	(有)いそや	H24.9.1	-	10	-	-	-	-
	14 児童デイサービス ぼ にこ	850-0003 長崎市片淵5丁目8-6片淵丸尾ビル 201	(特)ポニーランド長崎	H24.12.1	10	-	-	-	-	-
	15 多機能型事業所 なめし	852-8061 長崎市滑石4丁目7-13	(有)総合療育リハ・サービス	H25.3.1	10	-	-	○	-	-
	16 多機能型事業所 カミン グホームうつつがわ	851-0135 長崎市現川町2751番地	(有)総合療育リハ・サービス	H25.4.1	10	-	-	○	-	-
	17 ライフ 長崎事業所	852-8017 長崎市岩見町22-3	(特)ライフ	H25.4.1	-	10	-	-	-	-
	18 児童デイサービス ぶれぶれ遊歩	851-0101 長崎市古賀町860番地	(福)遊歩の会	H25.4.1	-	10	-	-	-	-
	19 放課後等デイサービス みなみやまて	850-0931 長崎市南山手町4番28号	(福)出島福祉村	H25.4.1	-	10	-	-	-	-
	20 ワーカーズコープおたくさ キッズ	850-0976 長崎市毛井首町1-67 2階	(特)ワーカーズコープ	H25.9.1	-	10	-	-	-	-
	21 キッズスペース つばさ	852-8132 長崎市扇町1-5奥村ビル2F	(株)Nao Plan	H25.12.1	10	-	-	-	-	-
※2	22 多機能型事業所 やがみ	851-0133 長崎市矢上町29番5号	(有)総合療育リハ・サービス	H26.3.1	10	-	○	○	-	-
	23 多機能型事業所 うさぎ のもり	851-0103 長崎市中里町1335番地252	(福)陽向會	H26.4.1	10	-	-	○	-	-
	24 児童デイサービス ゆうみん	852-8133 長崎市本原町21-6	(福)遊歩の会	H26.5.1	-	10	-	-	-	-
	25 ハッピーデイズさおのうら	850-0994 長崎市竿浦町74番地3	(株)ティー・クオリティ	H26.7.1	10	-	-	○	-	-
	26 チャイルドハート住吉	852-8153 長崎市花丘町7-24平田ビル1F	(株)チャイルドハート	H26.10.1	-	10	-	-	-	-
	27 チャイルドハート大波止	850-0035 長崎市元船町16-8シーサイドビル 2F・3F	(株)チャイルドハート	H26.12.1	-	10	-	-	-	-
	28 チャイルドハート花丘	852-8153 長崎市花丘町12-5 杉本ビル2F	(株)チャイルドハート	H27.2.1	10	-	-	-	-	-

障害児通所支援事業所 (※1は児童発達支援センター ※2は主として重症心身障害児を遇わせる施設)

番号	名称	郵便番号 所在地	運営主体	指定 年月日	児童発達 支援	放課後等 デイサー ビス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援	基準該当 児童発達	基準該当 放課後等 デイサー ビス
29	チャイルドハート浦上	852-8105 長崎市目覚町3-13	(株)チャイルドハート	H27.3.1	-	10	-	-	-	-
30	子どもデイサービスあおい	852-8061 長崎市滑石2丁目32番9号	(株)葵	H27.4.1		10	-	-	-	-
31	こどもべや さにい	852-8114 長崎市橋口町19-6	(株)トリニティーズボア	H27.5.1		10	-	-	-	-
32	りとる大地	852-8154 長崎市住吉町10-3	(有)いそや	H27.6.1	-	10	-	-	-	-
33	多機能型事業所 ほくよう	852-8108 長崎市滑石5丁目11-36	(有)総合療育リハ・サービス	H27.7.1		10	○	-	-	-
34	放課後等デイサービス あじさい	851-0241 長崎市茂木町1805-25	(株)シーエスケイ	H28.3.1	-	10	-	-	-	-
35	ドリームキッズ	850-0045 長崎市宝町12番2号2階	(株)アスカ	H28.4.1	-	10	-	-	-	-
36	チャイルドハートひがなが	851-0123 長崎市網場町500-7	新栄総業(株)	H28.5.1		10	-	-	-	-
37	ハッピーデイズためし	851-0405 長崎市為石町2524	(株)ティー・クオリティ	H28.6.1		10	-	○	-	-
38	放課後等デイサービス いわかわ	852-8106 長崎市岩川町2-4 ヴァルビル2F	(福)出島福祉村	H28.6.1	-	10	-	-	-	-
39	多機能型事業所 真心	852-8032 長崎市江里町10番27号	(有)真心	H28.8.1	-	10	-	-	-	-
40	放課後等デイサービス あじさい浜の町	850-0853 長崎市浜町1-10-4階	(株)シーエスケイ	H28.8.1	-	10	-	-	-	-
41	こころねキッズ	852-8131 長崎市文教町5-23	トランス(株)	H28.9.1	-	10	-	-	-	-
42	放課後等デイサービスの うさぎのひろば	851-0103 長崎市中里町1335番地252	(福)陽向會	H28.10.1	-	10	-	○	-	-
43	児童デイサービス くの 木	850-0905 長崎市籠町8-41	(株)チャレンジ	H28.10.1	-	10	-	-	-	-
※2 44	ながさきゆうゆう牧場なみ あしクラブ	851-0408 長崎市宮崎町1227-1	(株)ながさきUUカンパニー	H28.12.1	5	5	-	-	-	-
45	こどもトレーニングひろば しろやま	852-8021 長崎市城山町18-9	(株)ユースリー	H29.1.1		10	-	-	-	-
46	児童デイサービス ほ にいルーム	850-0003 長崎市片淵5丁目1-2	(特)ポニーランド長崎	H29.3.1	-	10	-	-	-	-
47	子どもサポートセンター シェアハート	852-8136 長崎市家野町6-16 杉本ビル101	(一社)シェアハート	H29.3.1		10	-	-	-	-
48	チャイルドハート ながさ き東	851-0115 長崎市かき道2丁目34-23	新栄総業(株)	H29.4.1		10	-	-	-	-
※1 49	児童発達支援センター げんき	850-0962 長崎市新小が倉2丁目6-29	(学)岩口学園	H29.5.1		40	-	○	-	-
50	グラパーキッズ	850-0945 長崎市星取1丁目2-10	(同)カノンクリエイト	H29.5.1		10	-	-	-	-
51	子どもサポートセンター シェアハート 花丘	852-8136 長崎市花丘町13番4号	(一社)シェアハート	H29.11.1		10	-	-	-	-
52	キッズスペースあおい	852-8045 長崎市錦2丁目6番3号	(株)葵	H29.11.1		10	-	-	-	-
53	放課後等デイサービス よよぎ	850-8052 長崎市万屋町6-13	はなのき(株)	H29.12.1	-	10	-	-	-	-
54	児童デイサービス ひま わりの家	851-2215 長崎市鳴見台2丁目38番10号	(一社)しんらい長崎	H30.1.1		10	-	-	-	-
55	放課後等デイサービス サンハイツみらいズ	852-8117 長崎市平野町11-13 2F	(福)致遠会	H30.2.1		10	-	-	-	-
56	訪問支援ホーシー	851-0408 長崎市宮崎町1227-1	(株)ながさきUUカンパニー	H30.4.1	-	-	-	○	-	-
57	キッズ虹	851-2215 長崎市鳴見台1丁目29番10号	(有)ケイ&エヌ	H30.4.1	-	10	-	-	-	-
58	放課後等デイサービスの いちごのいえ	850-0994 長崎市芋浦町7番	(一社)ちいさいおうち	H30.4.1	-	10	-	-	-	-

障害児通所支援事業所										
番号	名称	郵便番号 所在地	運営主体	指定 年月日	児童発達 支援	放課後等 デイス サービス	居宅訪問 型児童発 達支援	保育所等 訪問支援	基準該当 児童発達	基準該当 放課後等 デイス サービス
59	なごみの社TWO	850-0031 長崎市桜町3-12 中尾ビル3階	(特)なごみの社	H30.5.1	10		-	○	-	-
60	ハッピーデイズこせど	850-0077 長崎市小瀬戸町1015番地36	(株)ティークオリティ	H30.6.1 H31.4.1	-	10	-	○	-	-
61	放課後等デイス サービス あじさい滑石	852-8061 長崎市滑石5丁目1番22号	(株)シーエスケイ	H30.7.1	-	10	-	-	-	-
62	放課後等デイス サービス あいびい	851-2212 長崎市欽刈町1613-169	テイクオフ(株)	H30.9.1	-	10	-	○	-	-
63	放課後等デイス サービス よよぎ 松山校	852-8115 長崎市岡町4-2-2F	はなのき株式会社	H31.2.1	-	10	-	-	-	-
64	児童デイス サービス わら かど	851-2121 長崎市つつじが丘2丁目9-10	(一社)しんらい長崎	H31.3.1	-	10	-	-	-	-
65	指定障害児通所支援事 業所 こどもてらす光風台	851-2215 長崎市鳴見台2丁目45-20	(医)恵会 光風台病院	H31.4.1	10		-	○	-	-
66	放課後等デイス サービス あじさい浜町2	850-0044 長崎市浜町1番10号	(株)シーエスケイ	H31.4.1	-	10	-	-	-	-
67	こどもトレーニングひろば しろやま 第二校	852-8021 長崎市城山町17-48	(株)ユースリー	H31.4.1	-	10	-	-	-	-
68	介護支援センターながさ き デイス サービス・ステ ーション伊勢の社	850-0018 長崎市伊勢町2番14号	(株)ヒューマン・ネットワーク	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
69	介護支援センターながさ き デイス サービス・ステ ーション中島川	850-0874 長崎市魚の町6番20号-7	(株)ヒューマン・ネットワーク	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
70	介護支援センターながさ き デイス サービス・ステ ーションおおはま	850-0066 長崎市大浜町846番地 小曾根ビ ル1階	(株)ヒューマン・ネットワーク	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
71	介護支援センターながさ き デイス サービス・ステ ーションやよい	850-0823 長崎市弥生町3番33号	(株)ヒューマン・ネットワーク	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
72	介護支援センターながさ き デイス サービス・ステ ーションうつつ川	851-0135 長崎市現川町342-1	(株)ヒューマン・ネットワーク	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
73	医療法人 平田クリニック デイス サービス東望の里	851-0134 長崎市田中町1008番地	(医)平田クリニック	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
74	すずらん	850-0001 長崎市西山4丁目648番地6	(福)ゆうわ会	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
75	訪問介護ステーション・プ ライエム横尾	852-8065 長崎市横尾3丁目26番1号	(福)平成会	H24.4.1	-	-	-	-	○	-
76	障害児通所ちなつ	851-0131 長崎市松原町728-2	(福)あいわ会	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
77	デイの家 なごみ家	852-8156 長崎市赤迫3丁目11番6号	(有)和	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
78	通所介護事業所 牧島荘	851-0114 長崎市牧島町9番地1	(福)敬天会	H24.4.1	-	-	-	-	○	○
79	生活総合支援センター おたくさ	850-0976 長崎市毛井首町1-87	企業組合労協センター事業団	H25.5.1	-	-	-	-	-	○

指定障害児通所支援(種別)	事業所数
児童発達支援	33
放課後等デイス サービス	65
居宅訪問型児童発達支援	2
保育所等訪問支援	14
共生型障害児通所支援(共生型児童発達支援)	0
共生型障害児通所支援(共生型放課後等デイス サービス)	0
基準該当通所支援(基準該当児童発達支援)	11
基準該当通所支援(基準該当放課後等デイス サービス)	11

## 6 関係法令（一部抜粋）

（１）児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）

（障害児通所支援及び障害児相談支援）

第 6 条の 2 の 2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

（指定障害児通所支援事業者の指定）

第 21 条の 5 の 15 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行う者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）ごとに行う。

（指定の更新）

第 21 条の 5 の 16 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（指定障害児通所支援の事業の基準）

第 21 条の 5 の 19 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める基準に従い、当該指定に係る障害児通所支援事業所又は指定発達支援医療機関ごとに、当該指定通所支援に従事する従業者を有しなければならない。

② 指定障害児事業者等は、都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定通所支援を提供しなければならない。

（指定の取消し等）

第 21 条の 5 の 24 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援事業者に係る第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

（公示）

第 21 条の 5 の 25 都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

1 第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたとき。